

1 2 月 9 日 (水)

(第 3 日 目)

令和2年第5回南関町議会定例会（第3号）

令和2年12月9日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第77号 | 南関町議会議員及び南関町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第78号 | 南関町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第79号 | 南関町下水道事業の設置等に関する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第80号 | 南関町税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第81号 | 南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第82号 | 南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第83号 | 南関町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第84号 | 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第85号 | 南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第86号 | 南関町浄化槽施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第87号 | 南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第88号 | 南関町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第89号 | ふるさとなんかん応援寄附金基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第90号 | 南関町公共下水道事業特別会計に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第91号 | 令和2年度南関町一般会計補正予算（第5号）について |
| 日程第16 | 議案第92号 | 令和2年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第17 | 議案第93号 | 指定管理者の指定について |

- 日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 日程第19 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 日程第20 委員会報告について
 「総務産業常任委員会・陳情付託の件」
 陳情第2号（平成30年5月31日受理）米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情
- 追加日程第1 議案第94号 物品売買契約の締結について
 追加日程第2 議案第95号 物品売買契約の締結について
 追加日程第3 閉会中の継続審査について
 「総務産業常任委員会・陳情付託の件」
 陳情第2号（平成30年5月31日受理）米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情
- 追加日程第4 閉会中の継続調査について
 「文教厚生常任委員会」
- 追加日程第5 閉会中の継続調査について
 「総務産業常任委員会」
- 追加日程第6 閉会中の継続調査について
 「広報常任委員会」
- 追加日程第7 閉会中の継続調査について
 「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 西田 恵介 君 | 2番 北原 浩一郎 君 |
| 3番 中村 正雄 君 | 4番 立山 比呂志 君 |
| 5番 杉村 博明 君 | 6番 井下 忠俊 君 |
| 7番 立山 秀喜 君 | 8番 打越 潤一 君 |
| 9番 鶴地 仁 君 | 11番 境田 敏高 君 |
| 12番 橋永 芳政 君 | |

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（11名）

- | | |
|-------------|----------------|
| 町 長 佐藤 安彦 君 | 税務住民課長 東田 彰夫 君 |
| 副町長 大木 義隆 君 | 福祉課長 島崎 演 君 |

教 育 長 谷 口 慶 志 郎 君 経 済 課 長 田 口 明 君
総 務 課 長 古 澤 平 君 建 設 課 長 嶋 永 健 一 君
会 計 管 理 者 竹 崎 俊 一 君 教 育 課 長 赤 木 二 三 也 君
ま ち づ くり 課 長 坂 田 浩 之 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長 橋 本 清 孝 君 書 記 福 山 尚 樹 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 起立。礼。おはようございます。着席。

これから本日の会議を開きます。

議事日程等は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 議案第77号 南関町議会議員及び南関町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第1、議案第77号、南関町議会議員及び南関町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号、南関町議会議員及び南関町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第78号 南関町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第2、議案第78号、南関町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号、南関町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第79号 南関町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第3、議案第79号、南関町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号、南関町下水道事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第80号 南関町税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第4、議案第80号、南関町税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号、南関町税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第81号 南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第5、議案第81号、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第82号 南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第6、議案第82号、南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号、南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第83号 南関町火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第7、議案第83号、南関町火葬場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○5番議員（杉村博明君） 議長。

○議長（橋永芳政君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 火葬場条例の一部改正する条例の制定についてお聞きします。この条例に関しまして使用料ですね、使用料が今回上がりましたが、この定期的な見直しというのをぜひ行ってもらいたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 税務住民課長。

○税務住民課長（東田彰夫君） この件につきましては、2町、和水町、南関町2町協議会がございます。そのなかで定期的に議題として収支の状況を報告して協議をして検討して毎年検討を進めていきたいと考えております。

○議長（橋永芳政君） ありませんか。5番議員。

○5番議員（杉村博明君） ぜひこの件に関しましては、今回何年ぶりかということで

上がって、一気に倍額になったわけですのでそういったことのないように定期的に3年おき、5年おきとか、確実にこの金額、近隣の市町村との均衡を図って行っていてもらいたいと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（橋永芳政君） ほかに、ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおりのとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号、南関町火葬場条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第84号 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第8、議案第84号、南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号、南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定に

については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 9 議案第 8 5 号 南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第 9、議案第 8 5 号、南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第 8 5 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 5 号、南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 0 議案第 8 6 号 南関町浄化槽施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第 1 0、議案第 8 6 号、南関町浄化槽施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第 8 6 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号、南関町浄化槽施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第87号 南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第11、議案第87号、南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第87号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号、南関町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第88号 南関町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第12、議案第88号、南関町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第 88 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号、南関町こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 13 議案第 89 号 ふるさとなんかん応援寄附金基金条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第 13、議案第 89 号、ふるさとなんかん応援寄附金基金
条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第 89 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 89 号、ふるさとなんかん応援寄附金基金条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 14 議案第 90 号 南関町公共下水道事業特別会計に関する条例を廃止する
条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第 14、議案第 90 号、南関町公共下水道事業特別会計に
関する条例を廃止する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号、南関町公共下水道事業特別会計に関する条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第91号 令和2年度南関町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第15、議案第91号、令和2年度南関町一般会計補正予算（第5号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第91号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号、令和2年度南関町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第92号 令和2年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第16、議案第92号、令和2年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第92号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号、令和2年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第93号 指定管理者の指定について

○議長（橋永芳政君） 日程第17、議案第93号、指定管理者の指定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第93号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（橋永芳政君） 日程第18、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。本件は、推薦することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、推薦することに決定しました。

-----○-----

日程第19 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（橋永芳政君） 日程第19、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。本件は、推薦することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、推薦することに決定しました。

-----○-----

日程第20 委員会報告について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第2号 （平成30年5月31日受理）米田地域の道路改良工事

等の早期実施を求める陳情

○議長（橋永芳政君） 日程第20、委員会の報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました、陳情第2号（平成30年5月31日受理）
「米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情」について、委員長より審査
結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山比呂志君。

○総務産業常任委員会委員長（立山比呂志君） 南関町議会議長、橋永芳政様。

令和2年12月9日。

南関町総務産業常任委員会委員長、立山比呂志。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則
第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第2号。

付託年月日、平成30年6月12日。

件名、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情。

審査の結果、継続。

委員会の意見、工事の実施状況を見守り早期に工事完了を進めるため。

以上でございます。

○議長（橋永芳政君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから陳情第2号を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は継続審査とすることです。委員長
報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、陳情第2号、平成30年5月31日受理、米田地域の道路改良工事
等の早期実施を求める陳情は、継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（橋永芳政君） お諮りします。ただいま町長ほかから議案第94号物品売買契
約の締結についてなど7件が提出されました。これから日程に追加し、追加日程第

1 から追加日程第 7 として、議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 94 号、物品売買契約の締結についてなど 7 件を日程に追加し議題とすることに決定しました。

職員に議案の配布をさせます。

[議案書配付]

○議長（橋永芳政君） 議案名を事務局長に朗読させますので、確認してください。

事務局長。

○議会事務局長（橋本清孝君） それでは、追加日程第 1 から追加日程第 7 までの議案名を読み上げます。

(議案書朗読)

○議長（橋永芳政君） 配付漏れはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

追加日程第 1 議案第 94 号 物品売買契約の締結について

○議長（橋永芳政君） 追加日程第 1、議案第 94 号、物品売買契約の締結についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 第 94 号議案、物品売買契約の締結について提案理由及び議案の説明をいたします。

小・中学校の情報機器端末（タブレット）一式の購入について物品売買契約を締結するにあたり、予定価格 700 万円以上の財産の取得については、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第 3 条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

議案書をお願いいたします。契約の目的は、小・中学校情報機器端末（タブレット）一式の購入。納入場所は、南関町各小学校及び中学校。入札の方法は、指名競争入札。契約金額は 6,266 万 4,800 円。契約の相手方は熊本市中央区新市街 11 番 18 号。富士電機 IT ソリューション株式会社、熊本支店、支店長、佐々木敬次。納期は、契約締結の日から令和 3 年 3 月 31 日まででございます。

以上で、提案理由及び議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（橋永芳政君） ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第94号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号、物品売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第2 議案第95号 物品売買契約の締結について

○議長（橋永芳政君） 追加日程第2、議案第95号、物品売買契約の締結についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 第95号議案、物品売買契約の締結について提案理由及び議案の御説明を行います。

小・中学校の電子黒板一式の購入について物品売買契約を締結するにあたり、予定価格700万円以上の財産の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第3条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

議案書をお願いします。契約の目的は、小・中学校電子黒板一式の購入。納入場所は、南関町各小学校及び中学校。入札の方法は、指名競争入札。契約金額は2,068万円。契約の相手方は熊本市中央区新市街11番18号。富士電機ITソリューション株式会社、熊本支店、支店長、佐々木敬次。納期は、契約締結の日から令和3年3月31日まででございます。

以上で、提案理由及び議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（橋永芳政君） 質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第95号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号、物品売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第3 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第2号（平成30年5月31日受理）米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

○議長（橋永芳政君） 追加日程第3、閉会中の継続審査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、委員会において審査中の陳情第2号、平成30年5月31日に受理の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第4 閉会中の継続調査について

「文教厚生常任委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第4、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第5 閉会中の継続調査について

「総務産業常任委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第5、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所轄事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第6 閉会中の継続調査について

「広報常任委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第6、閉会中の継続調査の件を議題にします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第7 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第7、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正等の字句の整理については、その整理を議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第5回南関町議会定例会を閉会します。

起立。礼。

-----○-----

閉会 午前10時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録
令 和 2 年 第 5 回 定 例 会

令 和 2 年 1 2 月 発 行

発 行 人 南 関 町 議 会 議 長 橋 永 芳 政
編 集 人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 橋 本 清 孝
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316  
電 話 (0968) 53-1111

